

行政改革推進本部専門調査会会議規則（案）

（座長）

第一条 専門調査会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第二条 専門調査会は、座長が招集する。

2 会議の招集に当たっては、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

（議事）

第三条 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の運営については、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（会議の公開）

第四条 会議は非公開とする。

2 座長は、原則として会議終了後速やかに会議の資料を公表するものとする。

3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を公表するものとする。

4 座長は、原則として会議の議事録を公表するものとする。

（庶務）

第五条 会議の庶務は、総務省及び厚生労働省等関係機関の協力を得て行政改革推進本部事務局において処理する。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。